7　第一項第二号イ⑵に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二　除外事項を付した限定付意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

三　中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨

8　第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

二　中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三　第一項第二号イ⑵に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となった中間財務諸表に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ　実施できなかった重要な中間監査手続及び当該重要な中間監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四　第一項第二号イ⑵に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

［削る］

［削る］

［新設］

［新設］

9　第一項第二号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間財務諸表の作成責任は理事長にあること。

二　中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

10　第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

二　中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨